

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和元年(オ)第1290号 令和元年(受)第1591号
決定日	令和2年11月19日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	小池裕 池上政幸 木澤克之 山口厚也 深山卓也
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成30年(ネ)第1266号(平成31年4月25日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について


民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年11月19日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 小林 亜久 

当事者目録

上告人兼申立人	洛西建設株式会社
同代表者代表取締役	清水 章
上告人兼申立人	株式会社大高
同代表者代表取締役	辻本 優也
上記兩名訴訟代理人弁護士	榎本 比呂志 ほか
上告人兼申立人洛西建設株式会 社補助参加人	
同代表者代表取締役	エバタ株式会社
同訴訟代理人弁護士	濱野 浩一
上告人兼申立人洛西建設株式会 社補助参加人	花崎 浜子
同代表者代表取締役	東ソー・ニッケミ株式会社
同訴訟代理人弁護士	小山田 純
被上告人兼相手方	志々目 昌史
同代表者市長	向日 市守
同訴訟代理人弁護士	安田 守夫 ほか
	水野 武夫

最高裁
第一小法廷
裁判所書記官
小林 亜久

これは正本である。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 小林 亜久

